

議案第64号

市川市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部改正について

市川市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年2月13日提出

市川市長 千葉 光行

市川市条例第 号

市川市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部を改正する条例

市川市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例（昭和59年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア及びイを削り、同号ウ中「いい、ア及びイに規定する者を除く」を「いう」に改め、同号ウを同号アとし、同号エを同号イとし、同条第3号ア中「前号ウ」を「前号ア」に改め、同号イ中「前号ウ」を「前号ア」に、「同号エ」を「同号イ」に改める。

第3条を削る。

第4条第1項を削り、同条第2項中「第2条第2号ウ」を「前条第2号ア」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第2条第2号エ」を「前条第2号イ」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項第2号中「第2条第2号ウ又はエ」を「前条第2号ア又はイ」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第3条とする。

第5条中「から第3項まで」を「又は第2項」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

別表中「第4条関係」を「第3条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の規定は、平成19年4月1日以後の派遣に係る手数料について適用し、同日前の派遣に係る手数料については、なお従前の例による。

(市川市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 市川市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部を改正する条例(平成12年条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

理 由

介護保険制度の改正を踏まえ、地域支援事業を実施することに伴い、介護保険の要介護認定等を受けられなかった者に対するホームヘルパーの派遣を廃止するため、その者の属する世帯を派遣対象世帯から除くこととするほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

